

第1回「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する有識者会議

1 日時

令和6年7月29日（月） 午前10時00分 開会
正午 閉会

2 会議開催の場所

オンライン

3 出席者

櫻井康博委員、長江清和委員、名越斉子委員、高木学委員、木立美紀委員、岩田泉委員、関根光男委員、鈴木美幸委員、田沼良宣委員、西野博委員、新井由美子委員、小佐野雅子委員、曾根康乃委員

4 発言の趣旨及び発言者

開 会

（特別支援教育課）

皆様こんにちは。本日は御多用の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより『第1回「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する有識者会議』を開会いたします。

本日の進行を務めさせていただきます。特別支援教育課の金風でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして進行させていただきます。

委員の皆様におかれましては、カメラをオンにさせていただきますようお願いいたします。

なお、本会議につきましては公開となっており、傍聴の許可もしておりますので御承知おきください。

また、記録のため、録音をさせていただきますことを御了承ください。

県立学校部副部長 兼市町村支援部副部長 挨拶

(特別支援教育課)

それでは初めに、県立学校部副部長兼市町村支援部副部長塩崎が御挨拶を申し上げます。

(県立学校部副部長兼市町村支援部副部長 塩崎)

皆様こんにちは。県立学校部副部長兼市町村支援部副部長の塩崎でございます。

本日はお忙しい中、第1回「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する有識者会議に御参加いただき、誠にありがとうございます。

また、本会議の実施にあたりましては、日程の変更など皆様には御迷惑をおかけしましたが、御理解、御協力をいただきまして、本日開催できますことに重ねて感謝を申し上げます。

さて、本会議のテーマである障害のある子供の今後の教育支援の在り方ですが、平成24年に中央教育審議会の初等中等教育分科会が取りまとめた、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、この報告書が一つの大きな拠り所となっているものだと考えております。

この報告を受けて、例えば、平成25年には学校教育法施行令が一部改正され、就学先決定の仕組みが改められております。

また、この報告書で示された、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の充実につきましては、本県においても国と同様の視点に立って取り組んできたところでございます。

これらの取組が進む中、少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する一方、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒、特別支援学級又は特別支援学校に在籍する児童生徒の数は増加しております。

また、通常の学級には一定数の障害のある児童生徒が在籍していると推測しております。

このような状況を踏まえ、本県において通常の学級、通級による指導、特別支援学級における特別な教育支援を必要とする児童生徒への支援がますます重要になってくると考えております。

令和6年7月には第4期埼玉県教育振興基本計画が策定され、障害のある子供への支援指導の充実における主な取組として、インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進を位置付けまして、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごせるための条件整備や、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備などを進めていくとしております。

本有識者会議は、第4期埼玉県教育振興基本計画策定を受け、インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進に向けまして、これまでの県の取組を評価し、課題や今後取組をさらに深めるための方向性について、お集まりの皆様から

御提言をいただきたいと考え設置したものでございます。

皆様から頂戴する御意見につきましては、今後策定する次期埼玉県特別支援教育推進計画や今後の中長期的な県の取組の参考とさせていただきますと考えております。

本県の特別支援教育をさらに推進するため、忌憚のない御意見を頂戴できればと存じます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員紹介

(特別支援教育課)

続きまして、委員紹介でございます。有識者会議資料5ページを御覧ください。

こちらにつきましては、大変恐縮ではございますが、自己紹介をお願いいたします。

委員名簿の上から順番に、御所属とお名前をお願いいたします。

また、御発言の際はマイクがオンになっていることを御確認いただき、御発言をお願いいたします。

それでは最初に、櫻井委員からお願いいたします。

(櫻井康博委員)

失礼します。平成国際大学非常勤講師の櫻井康博と申します。よろしくお願いいたします。

(特別支援教育課)

では続きまして、長江委員をお願いいたします。

(長江清和委員)

失礼いたします。国立特別支援教育総合研究所、発達障害教育推進センターのセンター長を務めております長江といたします。

よろしくお願いいたします。

(特別支援教育課)

続きまして、名越委員お願いいたします。

(名越斉子委員)

はい。埼玉大学の名越と申します。よろしくお願いいたします。

(特別支援教育課)

続きまして、高木委員お願いいたします。

(高木学委員)

はい。埼玉県医師会で小児医療を担当します高木と申します。よろしくお願いいたします。

(特別支援教育課)

続きまして、木立委員お願いいたします。

(木立美紀委員)

埼玉県中央児童相談所の木立と申します。よろしくお願いいたします。

(特別支援教育課)

続きまして、岩田委員お願いいたします。

(岩田泉委員)

はい。埼玉県都市教育長協議会副会長で、桶川市教育委員会教育長の岩田と申します。よろしくお願いいたします。

(特別支援教育課)

続きまして、関根委員お願いいたします。

(関根光男委員)

はい。埼玉県町村教育長会の特別支援教育を担当しておりまして、寄居町教育委員会教育長の関根光男と申します。よろしく願いいたします。

(特別支援教育課)

続きまして鈴木委員お願いいたします。

(鈴木美幸委員)

埼玉県公立小学校校長会代表でございます、久喜市立太田小学校鈴木と申します。よろしく願いいたします。

(特別支援教育課)

続きまして西野委員お願いいたします。

(西野博委員)

埼玉県高等学校長協会副会長、川越女子高等学校の校長西野でございます。よろしく願いいたします。

(特別支援教育課)

続きまして、新井委員お願いいたします。

(新井由美子委員)

はい。埼玉県特別支援学級設置校長会の代表の深谷市立岡部小学校、新井由美子と申します。よろしく願いいたします。

(特別支援教育課)

続きまして、小佐野委員お願いいたします。

(小佐野雅子委員)

はい。埼玉県特別支援学校校長会代表の三郷特別支援学校校長の小佐野と申します。よろしく願いいたします。

(特別支援教育課)

大変申し訳ございません、順番が前後してしまいました。
続きまして田沼委員お願いいたします。

(田沼良宣委員)

はい。埼玉県中学校長会副会長の熊谷市立富士見中学校校長、田沼でございます。よろしくお願いいたします。

(特別支援教育課)

続きまして、埼玉県 PTA 連合会副会長新井委員でございますが、本日欠席ということで御連絡を伺っております。
続きまして、曾根委員お願いいたします。

(曾根康乃委員)

はい。埼玉県特別支援学校 PTA 連合会顧問をしております曾根と申します。よろしくお願いいたします。

(特別支援教育課)

よろしくお願いいたします。

なお、会議の円滑な運営のため、本日は埼玉県教育委員会関係課の担当者も参加させていただいておりますので、御承知おきください。

議 事

(特別支援教育課)

それではこれより議事に移ります。

まず、座長、副座長の選出でございます。

設置要綱第5条第3項には、座長が会務を総理することとなっておりますが、座長が未選出のため、事務局が進行させていただきたいと存じますがいかがでしょうか。異論がある場合にはリアクションボタンの挙手をお願いいたします。

(挙手がないことを事務局で確認)

よろしいでしょうか。それではこのまま進行させていただきます。
本会議の座長の選出についてお諮りいたします。
設置要綱第5条に委員の互選によりとありますが、いかがいたしましょうか。何かあれば御発言をお願いいたします。

(発言がないことを事務局で確認)

御発言がないようでしたら、事務局案を御提案させていただきたいと考えております。
異議がある場合にはリアクションボタンの挙手をお願いいたします。

(挙手がないことを事務局で確認)

よろしいでしょうか。それでは事務局案を申し上げます。
座長には、平成国際大学非常勤講師櫻井康博様を御提案申し上げます。ただいまの案でいかがでしょうか。
異論がある場合にはリアクションボタンにてお知らせください。

(挙手がないことを事務局で確認)

ありがとうございます。それでは座長を櫻井康博様をお願いいたします。
続きまして副座長の選出に移らせていただきます。
副座長につきましては、設置要綱第5条第4項に座長が指名するとありますので、櫻井座長より御指名いただきたいと思います。櫻井座長お願いいたします。

(櫻井康博座長)

はい。そうしましたら、先ほどの有識者会議委員名簿の2番の長江清和委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(特別支援教育課)

はい。それでは、副座長を長江清和様にお願いいたします。
長江様よろしくお願いいたします。

(長江清和副座長)

どうぞよろしくお願いいたします。

(特別支援教育課)

ここで座長、副座長を代表して、櫻井座長より御挨拶をお願いいたします。

(櫻井康博座長)

改めまして櫻井でございます、よろしくお願い致します。先ほど座長として選出されました。
とても力不足なものですので、素晴らしい委員の皆様お集まりの中でこれだけ大きな会議を進めること、とても負担を感じておりますが、精一杯やらせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

(特別支援教育課)

ありがとうございました。櫻井座長及び長江副座長におかれましては、どうぞよろしくお願い致します。
それではここから設置要綱第6条に基づき、選出されました座長櫻井様に議長をお願いいたします。

(櫻井康博座長)

それではここから、私の方で進めさせていただきます。
まずは事務局より趣旨等説明をお願いいたします。

(特別支援教育課)

特別支援教育課インクルーシブ教育推進担当藤原でございます。
本日の資料につきまして、御説明をいたします。資料を共有させていただきます。

【P2～3】

まず、資料の構成でございますが、1は本有識者会議設置等についての説明、2は皆様から御意見をいただくにあたり、御用意

させていただいた資料でございます。

数が多くなっておりますけれども、皆様から御意見をいただく際のお役に立てばと考え、幅広く準備させていただきました。

2の参考資料は、4つの構成とし、(1)は、国や県の動きについて、(2)は連続性のある多様な学びの場について、(3)は一貫した教育支援について、(4)は特別支援教育を担う教職員について御準備をいたしました。

【P4】

まず、有識者会議設置の趣旨と背景について御説明します。

本有識者会議は、よりインクルーシブな社会の実現に向けて、本県におけるこれまでの取組を振り返り、課題や解決の方向性を検討するため、設置したものでございます。

その背景にある国の動きとして、まず、平成24年に中教審の報告が出され、翌年、学校教育法施行令の一部改正により、就学先決定の仕組みが改められました。

令和4年には、国連からの勧告があり、国は勧告の趣旨を踏まえ、「インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組を進めていきたいと考えている」としております。

令和5年には、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援について通知が出されました。

そして、県の動きとしまして、第4期埼玉県教育振興基本計画においては、インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進が位置付けられ、連続性のある多様な学びの場の整備を進めることとしております。

こうした流れを受け、県はこれまでの取組を振り返り、さらに深める必要性があるものと考えております。

【P5】

こちらは有識者会議委員の皆様の一覧でございます。

【P6】

本有識者会議は年4回の実施を想定しております。

11月下旬には中間報告をいただき、次期埼玉県特別支援教育推進計画策定の参考とするとともに、年度末には最終報告として提言を頂戴し、計画策定後を見据えた中長期的な取組の参考とさせていただきたいと考えております。

なお、参考に第1回から第4回までの内容について、見直しをお示ししました。

座長におかれましては、本日の議事において、各回の内容について検討をお願いいたします。

【P7】

事務局としましては、それぞれ異なるお立場の皆様から多様な御意見を頂戴したいと考えまして、参考となりますよう、論点を提示させていただきました。

後程御説明いたします、平成24年の中教審報告などを参考としております。

【P8～P9】

ここからは、参考資料でございます。

こちらのスライドは、障害者権利条約や国、県の取組などを並列に見られるよう、まとめたものでございます。埼玉県においては、平成15年、特別支援教育振興協議会において、ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進についての提言を参考に支援籍学習などを開始しております。

平成30年度には、国の制度化を受け、県立高等学校における通級による指導が始まりました。

【P10～P14】

こちらのスライドは、国における主な取組をまとめたものでございます。

近年では、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について通知などが出されており、今後の取組を検討する上では重要な報告であると考えております。

県の取組を振り返り、また、取組を深めるためには、平成24年のインクルーシブ教育システムの構築に関する基本的な考え方や、就学先決定の在り方などを踏まえることが重要と考えます。

障害者権利委員会の勧告に対しては、当時の文部科学大臣は、「勧告の趣旨を踏まえ、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組を進めていきたいと考えている」としており、県も同様の立場でございます。

【P15～P20】

こちらは埼玉県における特別支援教育の動向として、県の計画を中心にまとめました。

本有識者会議は、第4期埼玉県教育振興基本計画を受けて設置したものでございます。こちらの報告にございますとおり、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方としまして、小中高等学校等における校内支援体制の充実、通常の学級や通級による指導の充実、そして、これらを支えるための特別支援学校のセンター的機能の充実が必要と考えております。

支援を充実させるためには、人材の確保が重要と考えております。

今後は、特別支援学級及び通級指導教室設置校における管理職の特別支援教育に関わる教職経験についても充実する必要があると考えております。

【P21】

続きまして、本県における特別支援教育の対象児童生徒数の推移でございます。

特に特別支援学級、通常の学級に在籍し、通級による指導を受ける児童生徒の増加が顕著です。

また、義務教育段階の全児童生徒数に対する特別支援学校と、特別支援学級に在籍する児童生徒の割合は、本県の特別支援学級においては、全国より低く、通常の学級において、障害のある児童生徒が学んでいるケースが高い可能性があると考えております。

【P22～P25】

これ以降は、特別支援学級や通級による指導に関する資料でございます。

まず、県における特別支援学級の設置率は90%を超え、設置が進んできました。

通級による指導を受ける児童生徒数でございますが、令和元年度から令和2年度にかけて急増しております。

これは法律改正により、通級による指導のための基礎定数が新設され、本県の通級による指導の教員の配置要綱が策定されたことにより、条件が整った結果であると考えております。

通級による指導について、中学校への設置についても力を入れております。

高校通級は平成30年度から開始し、現在こちらの8校において指導を進めております。

【P26】

次に、本県の特別支援教育の体制整備について、これらの設置、作成の面では整ってきているものと考えております。

【P27】

こちらは参考に御覧ください。

【P28～P29】

小中学校においては、学習上、生活上の支援に従事する特別支援教育支援員の配置が進んでおります。小中高等学校への巡回による支援により、校内支援体制の整備充実を進めております。

【P30】

こちらは御覧ください。

【P31】

県立特別支援学校のセンター的機能による支援件数でございます。

感染症流行時期は下降しましたが、令和5年度には、ほぼ同じ水準に戻ってきております。

【P32】

こちらは参考に、相談内容等についてお示しをしました。

【P33～】

支援を充実させるためには、特別支援教育コーディネーターの選任配置も1つの観点であると考えます。

【P34】

こちらを参考に御覧ください。

【P35】

特別支援教育コーディネーターの研修でございます。

初めて指名された教員の他、今後指名が見込まれる教員を対象として実施しております。

【P36】

こちらの会議は、市町村教育委員会の指導主事と、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが、お互いが顔の見える関係を作ることもねらいとしております。

【P37～P39】

支援籍学習は、本県独自の取組であり、通常学級支援籍学習は障害のある児童生徒が、小中学校に籍を置いて学習をします。

支援籍学習についても、実施人数が感染症流行前の規模にまで回復しております。

通常学級支援籍学習の主な実施内容として、授業が最も多く、授業別実施人数の上位3つは、保健体育、音楽、図工・美術となっております。1人の児童生徒が複数の内容を実施しているケースがあることから、人数は重複した数となっております。

通常学級支援籍学習を支えるため、ボランティア養成を行っておりますが、こちらに記載しました課題もございます。

【P40】

県立高校内に設置した特別支援学校の高校内分校と高等学校との交流及び共同学習についてです。

文化祭や体育祭、避難訓練などを合同で開催したり、教科の学習などを行ったりしております。

【P41】

障害のある子供が多様な学びの場で安心して学ぶためには、バリアフリーも重要な観点と考えております。

【P42～P43】

障害のある児童生徒の就学先決定の仕組みは、平成25年、学校教育法施行令改正以降、こちらのとおり変更されております。

就学基準である、学校教育法施行令第22条の3に該当する子供は、原則特別支援学校へ就学するという従来の就学先決定の仕組みから、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと変更されております。

障害のある児童生徒の学びの場は、就学時に固定されてしまうわけではなく、就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの子供の育ちを見通しながら、学びの場の柔軟な見直しができるようにしていくことが必要です。

【P44】

県では市町村教育委員会特別支援教育担当者への支援として、連絡協議会や、初めて特別支援教育を担当する研修希望者に対して研修会を実施しております。

【P45】

障害のある児童生徒の教育支援については、切れ目なく支援をつなぐための人材育成が必要と考え、研修を行っております。

【P46】

本県における管理職及び教員としての資質向上に関する指標でございます。教諭については、特別支援教育に関連する項目を抜

粹しております。

【P47～P48】

こちらは特別支援学級と通級による指導を行う担当教員の採用形態別の人数の推移を示したものでございます。

特別支援学級と通級の指導を行う担当教員の本採用者の年齢構成としましては、人数・割合ともに、30代が高い状況です。

【P49】

こちらは特別支援学級と通級による指導を行う担当教員の特別支援教育担当の経験が3年未満の採用別の割合でございます。令和5年度には、本採用者が臨時的任用者を上回りました。

【P50～P51】

特別支援学校においては、特別支援学校教諭免許状の保有率の向上が必要と考えております。

特別支援学級の担当者の専門性確保の観点から、特別支援学校教諭免許状の保有率の向上も進めております。

埼玉県では、免許法認定講習において受講者の枠を広げて、保有率向上に向けた取組を進めております。

【P52】

こちらは特別支援学校と小中学校や高等学校の間における人事交流の現状でございます。

【P53】

参考資料の最後でございます。特別支援学級、通級による指導を担当する教員の資質向上が必要と考え、総合教育センターにおいて、研修を実施しております。

説明は以上となります。

(櫻井康博座長)

ありがとうございました。

たくさん資料がありましたが、最初に6ページ目に記載されている有識者会議スケジュールについて、委員の皆様の同意をいただきたいということで御説明がありましたので、そこから入りたいと思います。

資料6ページ目を御確認いただきたいと思います。

事務局から4回ある会議の内容についての提案もありましたが、まず資料の内容について御質問がありましたらお願いいたします。

(質問等ないことを座長が確認)

今日は第1回ですが、第2回は今日お話ししたことを書類で確認する書面開催とし、意見表明のまとめに基づく中間報告案の確認を。第3回は皆様でオンラインによる意見交換をさせていただき、第4回で最終報告案をまとめるといった段取りかと思いますが、いかがでしょうか。御意見又は御異議等ありましたら、リアクションボタンにより挙手をお願いいたします。

(挙手ないことを座長が確認)

ありがとうございます。御異議ないようですので、第1回から第4回までの進め方ということで確認をさせていただきました。第2回は書面で、第3回は今日と同じオンラインで、第4回も今日と同じオンラインで実施ということで進めさせていただきましたと思います。

では、ここから皆様に意見等をいただきたいと思いますが、意見の中にもし質問等があれば、併せて御発言いただきますようお願いいたします。限られた時間ではありますけれども、ぜひ一言御意見をいただき、精一杯それを事務局と私で書面にまとめさせていただきますので、広い観点でお話いただければありがたいと思います。

資料がとても膨大でしたので、何について意見を言えばよいのかということ、もう1回確認し合った方がいいと思いますので、御意見をいただく前に資料を少々確認しましょうか。

4ページ目と、7ページ目を交互に見ていただきたいと思います。

4ページ目の最後にあるように、第4期埼玉県教育振興基本計画において、インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進を位置付け、連続性のある多様な学びの場の整備を進めるということが定まったとのこと。

これは本年7月に決まった、今後の5年間ということでの計画になりますが、インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進、この辺がキーワードになるのかと思います。当面5年間はこれを進めていくということですね。

また当然のことながら、先ほどの御説明のように、5年後には次の計画が出されると思うのですが、我々の今日の話し合いは、この第4期埼玉県教育振興基本計画に沿った形ではありますけれども、この5年間で解決することというよりも、その次の基本計画に向けて、より一層進める方向性というのでしょうか、第4期から第5期へというような形で繋がるように、どういう方向に持っていけばインクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進ができるか、といったことをまとめていきたいというのが、この有識者会議に課せられたことというように理解ができると思います。

7ページをお願いします。

具体的には論点を事務局の方で大きく3つ作っていただきました。

1つ目は、連続性のある多様な学びの場の充実の観点、小中高等学校における障害のある子供の教育支援について、特別支援学校のセンター的機能について、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ取組について、2つ目は、早期からの一貫し

た支援の充実の観点、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制について、個別の教育支援計画の作成・活用について、就学後の学びの場の見直しに係る市町村教育委員会への支援について、3つ目は、特別支援教育を担う教職員の人材育成の観点。

特別支援教育に関わる経験や教職員の専門性について、交流及び共同学習を支える人材について、特別支援学校のセンター的機能を発揮するための人材や専門性について、などということ論点を挙げていただいています。

今日お集まりいただきました委員の皆様は、多方面で御活躍されている皆様がお集まりいただいております。

今回は1回目ということもあります。皆様いろいろな御経験やお考えをお持ちだと思いますので、この論点1、2、3に限らず、いろいろな視点から意見を伺わせていただければというふうに考えています。

あくまでも皆様の意見をまとめるということではなく、インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育という視点に立って、こうすれば埼玉県特別支援教育が推進できるよね、といったような、皆様のいろいろな御経験又は日頃からお考えになっていることを今日お話いただければありがたいと思います。

そうは言いながらも、今後論点1、2、3あたりの方へ徐々に意見を集約していくということも考えておりますので、この辺も意識していただきながら御発言いただきますと、座長として第2回以降の資料づくり等でも助かると考えておりますので、よろしくをお願いします。

お時間はこの後、大体11時50分ぐらいまでよろしいでしょうか。1時間強、いただいておりますので、御参加いただいております13人の委員の皆様はぜひ、一言は必ずお話しいただけるような形で司会を進めさせていただきたいと思っておりますので、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

まずどなたかに口火を切っていただくとありがたいのですが、委員の皆様、御意見等がございましたらリアクションで手を挙げていただきますようお願いします。

では委員の皆様いかがでしょうか。

(挙手している委員を座長が確認)

ありがとうございます。では今日は1回目ということもありますので丁寧にさせていただきます。委員名簿で4番目になります、医療関係者ということでいらっしやっています高木委員、御発言をお願いします。

(高木学委員)

埼玉県医師会の高木でございます。よろしくお願いします。

最初に教えていただきたいこととして、埼玉県が目指すインクルーシブ教育の到達点、どこまで進めていくかということを考えていらっしゃるか。14ページにあります、障害者権利条約対日審査勧告の中に、分離特別教育を終わらせることを目的とするという項目があるのですが、最終的に今の特別支援学校とか、特別支援学級を全部廃止して、障害のあるお子さんを通常の学級で学習させるところを最終目的にするのか、あるいは、現在の体制を整えながら、障害のある方と障害のないお子さんの接触時間をまずは増やしていく方向でいくのか、これによって会議の皆様の御発言も変わると思いますので、まずはそこを教えていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。事務局はいかがでしょう。

(特別支援教育課)

はい。特別支援教育課長の中沢と申します。よろしくお願ひいたします。

今大変重要な御指摘をいただいたと理解しております。今高木委員がおっしゃった中だと、私どものスタンスとしては後段の方で考えております。

もちろん私どもも国連からの勧告も承知をしております。

一方で、日本国の政府といたしましては特別支援教育、これを国は連続性のある多様な学びの場と言っておりますが、通常の学級それから通級、特別支援学級、特別支援学校がございますが、これを廃止することはしないとはっきり言っております。

そういう意味では、共に学ぶ場面を追求しつつ、連続性のある多様な学びの場の整備にもしっかりと取り組んでいくというのが、私どもの考えでございますし、ぜひそういった方向で御議論を賜ればと思っております。

以上でございます。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。高木委員いかがでしょう。

(高木学委員)

ありがとうございます。

もう1件よろしいでしょうか。

私、医療の立場からお話しさせていただきますけども、私は昭和時代に小児科医になって40年を過ぎますが、昭和の時代の障

害のあるお子さん方と、今のお子さん方で大きく状況が変わってきております。

私の時代は、本当に障害のあるお子さんは体が弱くて、例えばダウン症のお子さんでもなかなか就学時まで育たない。非常に重い肺炎を起こして亡くなる方が多かった。

それが今、医療の発達とともに、障害のある方、ダウン症の方もほとんど障害のない方々と同じように育つ。ということは、特別支援学校や特別支援学級に通われているお子さん方が将来、70歳80歳まで生きるというふうに考えるべきだと思います。

その中で、特別支援学校が実施している、いわゆる手に技術をつけるようないろいろな実習授業というのが非常に大切ではないか。学校だけがよければいいのではなくて、学校を卒業した後に、障害のある方々が社会の中でどうやって技術をつけ、収入を得ながら生活していけるか。

そういったことに、小学校・中学校の教育って非常に大きく影響しますので、このインクルーシブ教育が進む中で、こういった観点が薄まってしまうことを、私は心配しております。医療の観点からは以上です。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。

先ほど、埼玉県がイメージする、今後のインクルーシブ教育システムの構築について、特別支援学校の廃止などではなく、現在の体制を充実させたいというお話がありました。それを受けまして、高木委員からは、現在特別支援学校においてキャリア教育として進められている教育活動は、長い人生を生きるためのベースづくりとして大事ではないか、ここを大事にしながらインクルーシブ教育を進められたら、というようなお話をいただきました。

ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょうか。

(挙手している委員を座長が確認)

では、岩田委員お願いいたします。

(岩田泉委員)

桶川市教育長の岩田でございます。丁寧な御説明ありがとうございます。

大局的な状況を見ると、何年か前あるいは何十年か前に比べて、特別支援教育は目に見えて充実・発展しているように思いますが、それぞれまだまだ学校を中心として義務教育の方では、困り感があります。

その中で1つ質問です。

最初にこの4ページ目で論点案が(1)から(3)まで示されていますが、市町村教育委員会というのがここに書かれていますので、これについての御説明をもう少し詳しく、今のところどんな支援についてお考えがあって、この論点のところに書かれているのか、補足の説明をいただくとありがたいと思いました。よろしく願いいたします。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。事務局の方で回答よろしいですか。

(特別支援教育課)

はい。御質問ありがとうございます。

市町村教育委員会への支援ということで御質問をいただいております。

まず、就学先決定の御検討などは、教育相談も含めて市町村教育委員会で、細かく実施していただいております。

これまでお示した資料の中に県からの支援について記載しましたが、それ以外にできることはないかというふうに考えて記載したものでございます。

例えば、県立特別支援学校に就学した場合について、お子さんの情報などがなかなか市町村の方にも伝わっていないのではないかとこのようなことも考えております。

そうした場合に、市町村の教育委員会と県立学校、県教育委員会の間でのお子さんに関わる情報共有や、就学先見直しに係って、それぞれの御担当の方への情報提供や資質の向上といったようなことも、県の方で行えるのではないかという想定をして、論点とさせていただいたものでございます。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。岩田委員いかがでしょうか。今のことを受けまして御意見があれば発言をお願いします。

(岩田泉委員)

具体的なところは多々あるのだらうと思いますが、その具体的なものが出てきて、それを拡充していくようなシステムができればいいなというような感想を持っております。

具体的な例を1つ申し上げれば、例えば支援籍学習について、特別支援学校から小中学校に行っていただくことはもう何年も前から行われていますが、市町村立学校の方から特別支援学校に行って、いろいろなことを学んでくるということがなかなかできない。

一緒にいていける教職員がなかなか少ないという学校経営の中で、人的な問題点もあると考えているのが1つであります。

それから、学校での校務分掌の中に、特別支援教育コーディネーターや司書教諭、生徒指導主任などがありますが、いろいろなものが基本的に兼任になっております。

これは仕方がない部分もありますし、経験を生かしていくということで有効ではありますが、授業時数の縛りといいたましようか、担任をやりながら、他の教員と同じだけの仕事を特別支援教育コーディネーターに与えるということになってしまうと、特別支援教育コーディネーター自体の活動が制約される可能性もあると考えます。

そのようなこともあって、分掌に対する縛りというか、制限というかそういうものも、一定程度やっておかないと、なかなか自身の向上に繋がらないのではないかと私は思っております。

もう1つ言わせていただくと、いわゆる特別支援教育に理解を示している教員、指導できる教員の養成をしていくためには、やはり裾野を広げていかなければいけない。特に、通常の学級の子供たちに対するサポートということを考えると、いわゆる教員養成の部分、どのようにして特別支援教育の経験をした後に、教員採用選考試験を受けるような状況にしていったらいいのかというところですか、例えば教育実習のときにこういうものを経験させるだとか、大学の教育課程の中でやっておられるところもあると思いますが、そのあたりの充実をどう図っていくか、そういった問題や課題もあるかと思っております。以上です。

(櫻井康博座長)

岩田委員ありがとうございます。

先ほど岩田委員の方からも、特別支援教育の充実・発展について、ここ近年素晴らしいものではないかとお話をいただきました。本当に急激に世の中全体が変わってきて、それを受けた形で学校教育も変わってきましたが、急な部分もあるため、いろいろな意味で条件整備が整わないというところがあるということで、3点お話をいただきました。

挙手をいただいていますね。今のことに関するかもしれません。長江委員お願いしていいでしょうか。

(長江清和副座長)

ありがとうございます。

岩田委員から支援籍学習についての御発言がありましたので、続けて発言をさせていただきます。

私は昨年度から今の国立特別支援教育総合研究所に異動いたしまして、今この立場で仕事をしておりますが、それまでは埼玉県の教員や埼玉県で、全国の動向などを見てきました。今の立場になって本当に実感するのが、埼玉県がもう10年以上、実践を積み重ねてきている支援籍学習が、埼玉県の先生方、保護者、そして教育委員会の皆様にとって、当たり前になってしまっ

いるため、これを施策化して、そしてその実践を積み重ねてきていることの価値というものを、もっと評価すべきではないかというのをすごく感じております。

他の都道府県では副籍制度という形でやっておりますが、特別支援学校の子供たちが地域で学ぶためのということで、いわゆる居住地校交流という意味合いで実施している場合がほとんどです。しかし埼玉県の支援籍学習は、通常の学級に在籍している子供たちが、特別支援学級や特別支援学校で専門的な指導を受けることができるという、こういう方向性もきちんと確立している施策であります。

ここまでやっている都道府県教育委員会はないのではないかと思います。まったくないと断言してしまうと差支えがあるかもしれないので、私の持論として、そのくらい埼玉県が進んでいるというふうに捉えていただきたいと思います。

このように制度としてありながら、まだまだ十分に活用しきれていないところが岩田委員の御指摘だったと思いますので、今後は連続性のある多様な学びの場を考える際に、この支援籍学習という施策をいかに活用していくか、さらに発展させるために教育委員会が旗を振ってやっていくのか、そういうところも今後、考えていってもいいのではないかと思います。

これは大変申し上げにくいことなのですが、昨年度からうちの研究所で、多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実に関する研究ということで、いわゆる多様な学びの場の研究を立ち上げて、今取り組んでおります。

その一環で、各都道府県教育委員会に調査研究を依頼させていただいて、いただいた回答を集計、分析しているところなのですが、実は埼玉県からの回答で、今私が申し上げた、通常の学級の子供たちが特別支援学校で指導支援を受けるところが、実際やっているはずなのですが、回答の中にはそこに触れているものがなかったため、内実を知っている私としては、残念でなりませんでした。

もっとそこをアピールしたり、もっとそこを軸にして施策を考えていったりということを考えてもよろしいのではないかと思います。

もう1点、これ別の課題なのですが、通級による指導がすごく右肩上がりが増えてきているというのは、先ほど資料でも御提示いただいて説明を受けましたが、これは全国的な状況で、他の都道府県でも同様です。

これはいわゆる非公式な声ということで捉えていただければと思いますが、漏れ伝わってくる話では、法律の上では通級指導教室の設置に係る定数の範囲内ではあるものの、非常に多数の子供たちの指導を1人で請負っていて、もう本当にアップアップで厳しいという話も聞いております。

そういった定数について、法律としてはそうだと思いますが、よりよい通級指導をこれから充実させるために、やはり国の定数法だけではなく、通常の学級に在籍している子供たちの学びの場の大事なひとつとして考えていくということは、ぜひ御検討いただきたいと思います。以上です。

(櫻井康博座長)

ありがとうございました。

先ほどの岩田委員の発言を受けまして、支援籍学習の価値という点で、強くお話をいただきました。

全国的に見ると、埼玉県はこの支援籍学習の積み重ねというのは、今後のインクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進という観点では、質を高めながら進めていくというのは、意義があるというような御発言だったと思います。

また、通級による指導も、これは制度化ということもあり、まだまだ試行錯誤の段階ではありますが、やはりニーズは高いという現実があって、現状どういうふうにして質を担保していくか、この辺もインクルーシブ教育システムを構築する上ではとても大事なことではないかということで、御発言いただきました。ありがとうございました。

他に委員の皆様いかがでしょうか。

(挙手している委員を座長が確認)

では名越委員、お願いいたします。

(名越斉子委員)

よろしく申し上げます。

先ほど岩田委員から、小中学校を主にということだと思いましたが、特別支援教育コーディネーターの現状について、お話があったかと思えます。

令和5年3月に文科省が数値で出していた、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について（通知）」の中でも、校内委員会がいかに形骸化していて、特別支援教育コーディネーターが十分に機能してないということが、ものすごく大きな問題として指摘されていたかと思えます。

実際に2022年の全国調査で、発達障害と特定しているわけではないですけども、類する特徴がある特別な教育的ニーズのある子が、小・中学校に8.8%ほどいると言われながらも、校内委員会で何らかの支援が必要であると判断されているのが、わずか3分の1にすぎないということが示されました。その8.8%は担任が回答したと推定はされますが、そのあたりのギャップを考えたときにも、それぞれの担任の先生から、校内委員会にうまく吸い上げられていないということも考えられます。

十分に検討した上で支援の必要がないとされたのであれば、それはそれでいいのかなと思うのですが、なかなかその辺り難しいのが現状なのだろうと思っています。

私たちは埼玉県内からたくさんの方の現職の院生を大学院に派遣していただいて、本当に我々としてもありがたく思っていますし、

力量向上に貢献したいと思っておりますが、それだけ意識の高い現職の院生たちにずっと関わってきましたが、特別支援教育コーディネーターや校内委員会という名前すら認識が怪しかったり、誰がやっているのかとか、こんな委員会ってあるのだろうかという発言が過去から今に至るまで、普通に上がってきたりする現状があります。

ここのあたり、現場で対応する問題が非常に多岐にわたっているということも大きいのかなと思っておりますが、どのように改善していくといいのかというのは、教員養成の立場でも、教員研修に当たる身としても非常に大きな課題としてとらえています。

それで、1つこれは埼玉県として可能かどうかというのとは少し違う話かもしれないのですが、例えばその特別支援教育コーディネーターの役割の大きさとか、責任の重さというものが非常に大きいと私自身思っていて、生徒指導主任や教育相談主任に匹敵するかそれ以上になることも多々あるかと思っております。

しかし、いわゆる省令上の主任に当たるような位置付けではなく、単なる指名ということで、こういう表現はよくないのかもしれませんが、実際にそれほど大きな権限を持っているわけでも、何か手当がつくわけでもないため、そのあたりも校内でうまく機能していくことを妨げている要素としてあるのではないかと思います。

これは法律が関わっていて、県単独で変えられるものではないのかもしれませんが、同じ格付にするぐらいの、埼玉県としての意気込みみたいなものを、ぜひ示していただけたい強いメッセージになるのではないかなと。

非現実的なことを申し上げていたら申し訳ないのですが、そのように思っているということをお伝えしたいと思っております。

あと、教員養成の段階でということでは先ほどお話いただいて、大変耳が痛いお話だと思っております。

ここ数年はコロナ禍の影響で、介護等体験が代替措置で振り替えられていて、特別支援学校や、高齢の方や障害のある方の施設での体験をしないまま、現場に入る教員がほとんどになっているという事実があります。

今年度までの特例措置で、来年度なくなる予定のものではありますが、ここ数年そういった影響もあり、学生たちも知らないまま出ていくということで不安を高く抱いていて、今後どんなふうに対応していけばいいのかということは感じているところではあります。

それから、あともう1点だけですが、連続した学びの場の充実については国の方針もそうですし、埼玉県の方針もその通りだと思っております。

実際多様な学びの場として、特別支援学級の設置数、学級数ですとか、通級の利用者数も増えているのが現状ですが、ハード面が増えるということと、本当にそれが連続した場なのかということとはまた大きな違いがあるように感じております。

そこはこの会議で検討していく事項なのであろうと思いつつも、場が増えたことで、連続性ということの気持ちが少し薄くなっているような意識を持つ教員も少なからずいるような気がしております。

個別の教育支援計画や指導計画の活用も含めて、そちらの方向に流れないようにするために、どういうふうに取り組んでいくの

がいいのかということについては、県教育委員会としても何かお考えがあるのかもしれませんが、ぜひいろいろな委員の方の御意見を踏まえて検討できればと思っております。以上です。

(櫻井康博座長)

ありがとうございました。

先ほど岩田委員から長江委員、名越委員とすごく重なる又は深まっていくお話をいただいたこと本当にありがたいと思います。

やはり今後インクルーシブ教育システムの構築の視点に立って特別支援教育を推進する上においては特別支援教育コーディネーターの存在がとても大きいのではないかと、今のままの特別支援教育コーディネーターでいいのだろうか。今は現実的には、各学校の校務分掌の1つ、又は学校によっては特別支援学級の先生が兼務するものみたいな軽い感じの位置付けになっている傾向があるのではないかと。

その結果として、先生が校内のいろいろな子供たちを支援するという点にうまく機能しているかどうか、校内委員会も形骸化しているという報告もあるのではないかとという視点をいただいたように思います。ありがとうございました。

30分ほど経ってきましたが、違う視点もあってもいいのかと思いますけれども、他の委員の皆様いかがでしょうか。

(挙手している委員を座長が確認)

新井委員お願いいたします。

(新井由美子委員)

はい。お世話になります。

今、名越委員からもありましたが、やはり特別支援教育コーディネーターの責務というのはとても大きくて、現場では負担感がとても大きいのが事実でございます。

本校では、専門的な特別支援教育を進めている教員がなっておるので、他の教職員にも助言指導もしています。

それだけではなくて、校内就学支援委員会の司会、情報収集、連携といった、多岐にわたる業務を行っているのが現状でございます。

そうするとやはり1人、生徒指導主任と同じぐらいの動きをしている状況もありますので、待遇であったり、持ち時数の減少であったりということでは、配慮いただいたりすることが必要になってきます。

そうすれば、他の教職員についても助言指導もできるようになり、校内の指導力の向上にも繋がってくるのかなというところ

を、お話を伺いながら、また過去を含めて感じております。これがまず1点でございます。

そして、就学後の学びの場の見直しというところでは、私も校長になってから何回か、特別支援学校から転学してくるお子さんについて対応しました。最初の就学の際に特別支援学校に就学したお子さんが、居住地の学校に転学するものでしたが、やはり最初の段階で、特別支援学校で教育的ニーズに合わせてしっかり育てていただいたということで、転学がうまく進みました。

お互いの交流であったりとか、情報提供であったりということがやはり必要になってくるのかなと思います。

なかなか転学というのはハードルが高いという認識が、どうしてもお互いの学校であるのではないかということを感じています。

やはり、教育的ニーズのみでライン引きするのではなくて、本校では、様々な体験活動を行いながら、子供の生活力であったり教育的ニーズであったりということも総合的に考えることで、転学の方が無事に進んでおります。

その後、児童に寄り添い、適切な支援・指導を行い、中学校に進学するにあたって、おかげさまで全体的な発達が進みました。

やはりその時の子供の教育的なニーズに必要な就学先の場の決定と適切な見直しということが、子供の将来を考えたときに一番必要なことなのかなと思っています。それが2点目です。

そして、小学校の先生方にとって、特別支援学級のお子さんがこの先どう進路を進んでいくのかという情報がなかなか少ないのが現状です。

私は中学校籍でしたので、特別支援教育に関わる行政職も経験させていただいたため、この先の見通しはついているのですが、なかなか特別支援学級を含めた小学校の現場の先生方に対して、子供たちがこの先どういう進路をたどっていくのか、あるいは福祉についても、こんな支援があるよということがなかなか周知されていない現状があります。

国の方では、これを教育と福祉との連携でもっと進めなさいと話があったとは思いますが、そこをしっかりと進めていくことが課題になっていると思っております。

それから3点目。人材育成ですが、昨年度、前任校において通級指導教室を設置させていただき、そこでの人事交流において、特別支援学校の先生に、通級の担当指導教員になっていただきました。

そうすると、特別支援教育のスキルを通常の先生方にもたくさん指導していただけるということで、教職員の視点や、子供を見る視点、そして質の向上という点では、人事交流はとても有効的でした。

まだまだ人数的には少ないようですが、可能ならば、特別支援学級を持っている先生が、経験人事で異動しなくてはいけないというところでは、もし希望があれば人事交流をして、特別支援学校で学んできて、また、小学校、中学校に戻ってくるといった機会が増えることによって、より特別支援教育の推進に繋がっていくのかなと思っています。

是非ともこれからも、各学校、連続性のある学びの場ということでは、常に情報交換をしながら進めていくことが、とても大事なのかなと思っています。

以上になります。よろしく願いいたします。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。

今、新井委員の方からいくつかお話をいただきました。

私も実は、県立の特別支援学校の教頭から始めて、小学校の校長に行くという人事を経験させていただいて、1, 100人の学校の小学校長を経験したことがあるのですが、全く新井委員のお話いただいた通りでして、やはり小学校の先生方、本当に、特別支援教育についていろいろ勉強したいなとか、一人一人の子供を大事にしたいなという気持ちはあるのですが、やはり経験値ですとか、積み重ねがあまりなかったりするもので、そこに特別支援学校の経験者が入ってくるというのはすごく大きいと感じています。それは校長会に出たときも感じまして、校長先生方も皆様すごく前向き受けとめられているのですが、御経験がなかったりしますと、どうしてもそこで推進者が必要になってくるのかなと。この辺の人事交流すごく大事ですよ。

それと新井委員もし御存じでしたら教えていただきたいのですが、今日いろいろな立場の委員の方がいらっしゃいますので、小学校の状況ということで、先ほどは特別支援学校と小学校との転学の話が出ましたが、最近は特別支援学級と通常の学級の間での異動というのでしょうか、小学校1年生から3年生ぐらいまでは自閉症情緒障害学級で学び、4年生ぐらいになって少し学校教育のペースがついてきたところで、又は集団性とかそういったことをお子さんが少し身につけてきた段階で、通常の学級で学ぶという形で、特別支援学級と通常の学級における同じ学校内での学級の移動っていうのが、増えてきたように思いますが、この辺どうでしょう。

(新井由美子委員)

そうですね。

市の就学支援委員会をにかけていくときの教育相談として、見通しを持って特別支援学級に入り、計画を持って進めていく。例えば、5年生ぐらいまでには通常の学級に戻そうかというように、特別支援学級に入るだけが目的ではなく、その先を見据えながら、教育相談、就学相談を随時行いながら、適切に進めていきます。

特に自閉症・情緒障害特別支援学級のお子さんについては、いずれ高校に行くとなったためのために、小学校の中で適応をあげていく状況を確認して、中学校に進めていく。

本校での一事例ですが、今6年生の特別支援学級に在籍の児童について、かなりスキルが身につけて落ち着いた。しかし、中学校は全く違う環境になっていますので、中学校の1年までは特別支援学級に入り、そして2年3年では通常の学級に戻していった、高校に臨んでいこうかというような、いろいろな選択肢も伝えながら、今就学相談を行っている状況でございます。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。

先ほどの論点の中の連続性のある多様な学びの場の充実という視点で、制度、システムを作るということが、多様な学びの充実に繋がるのだろうか、というような御質問もありました。

今の新井委員からのヒントとして、そのシステムの垣根を下げて、子供の状態に合わせながら、「今のA君を見ると、こちらの案がいいよね」また場合によっては、「半年経ったA君がこうなったから、こちらでチャレンジしてみようか」といったようなことができるような環境というものも必要なのではないかと。

そうすると、そこにはやはりA君を見立てる校内委員会の充実ですとか、又は個別の教育支援計画、指導計画等の充実ですとか、又はそれに関わる教員の視点といったものも必要になっているのではないかと、今までの委員の皆様の御発言から示唆をいただいているような気がします。ありがとうございます。

他には、鈴木委員からも手を挙げていただいておりますね。

鈴木委員も小学校の校長先生ですね、もしかしたら同じような視点もいただけるでしょうか。

よろしく願いいたします。

(鈴木美幸委員)

ありがとうございます。私も今年から小学校の校長に戻りました。

本校、実は5クラスの特別支援学級がございます。

弱視を含めて5クラスありますが、今おっしゃっていただいたように、来年の指導形態をどうしようかと確認するときに、必ず校内委員会と特別支援教育コーディネーターのお力が大いに発揮されないと、このところは難しいというように感じております。

例えば入学のときには、通常の学級でおっしゃっていたお子様、保護者の方が、1年間ではなくても1学期間を見て、来年の指導形態はどうしようかなっていうところも十分考えざるをえないような状況にあります。

その時に、校内委員会で月に1回程度、きちんと話し合いを深めていって、特別支援教育コーディネーターが授業を通常の学級に見に行くことによって、来年はこうしたいというところが、ようやくまとまってくるというように思います。

しかし、特別支援教育コーディネーターも、本校に限らず非常に若くて経験もない又は少ない方々が多いので、校長の指導や方向性を具体的に示すということが、本校においては必要かなというふうにもいつも考えております。

それから2点目なのですが、通級による指導の重要性と、ニーズの高さを非常に学校現場に戻ってきて実感しているところでご

ざいます。

通常の学級に通っているお子さんも、通級指導教室に通いたいとおっしゃっているお子さんが非常に多いです。

その時に、市町村教育委員会の特別支援教育担当の方と、それから校長、そして、市町村教育委員会の中でも人事担当の中で、連携を密にして人材を確保していただけると、私達も通級を利用できる子供の拡大を図ることができるのではないかといつも考えております。

特別支援教育と人材をきちんと確保するということでは、学校現場にいる校長が情報をきちんと提供しないと、なかなかインクルーシブ教育が定着していかないのでは、通級に通うお子さんのニーズに応えられないのでは、というように考えておりますので、私自身校長としての特別支援教育に関わる立場というか、役目をきちんと果たしていきたいと考えているところでございます。以上です。

(櫻井康博座長)

ありがとうございました。

小学校の実態ということ踏まえて、お2人の校長先生からお話をいただいたのかなと思います。

時間が大分迫って参りましたので他の委員の皆様から御意見をいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(挙手している委員を座長が確認)

2人手挙げていただいているため、最初に田沼委員よろしいでしょうか。

中学校の校長先生というお立場でしょうか。

(田沼良宣委員)

中学校の立場からということで、少しお話をさせていただければというふうに思います。

まず本校の中でのお話ということで、今回は意見を述べさせていただきたいというふうに思っていますが、特別支援学級が本校には6クラス設置されています。23名の生徒が在籍をしています。通級指導教室も設置されており、同じく23名の生徒が、通級による指導を受けているという状況がございます。

1つ目の最近の特徴ということで感じておりますのが、進路指導に関してのことです。

特別支援学級に在籍する生徒も含め、全日制の普通科高校への進学ということが前提にあるような、そういった保護者の考え方というのがあるように感じています。

特別支援学校での支援が適切ではないかという重い障害のある子供の保護者が、今のようなお考えを持っていらっしゃる場合があります。そういったことから考え、まずは、進路指導体制ですね、通常の学級の担任、又は特別支援学級、通級指導担当、それぞれの教員が、進路指導にあたって幅広い多様な選択肢をしっかりと根拠を持って示せるような、そういったところでの進路指導体制の充実ということが1つの課題としてとらえているところであります。

もう1つは、やはり先ほど来話題になっておりますが、本校においても特別支援教育コーディネーターの役割の重さ、そして、それを包み込むような校内委員会の充実、これが大きな課題となっているところであります。

校内委員会において、話題に一番上るといいますか、喫緊の課題として捉えられるのが、学校の生活そのものに不適應を起こす、そういった生徒でありまして、大概において不登校傾向を示すことがあります。

そういう方への支援ということが中心となって学校は一気に動き、体制を整えていくわけですが、その時に、一人一人の学びの支援というところがどうしても薄くなっているのではないかと感じています。

各通常の学級には、多くの支援を必要な生徒、支援をすべき生徒が多く在籍をしています。

例えばICTの活用であっても、一律にそれを取り入れるだけではなくて、紙を選択すべきなのか、どのタイミングでICTを効果的に、必要なその子に届けるのか、使うのか。こういったことについては、教科担任や学級担任だけでなく、そこに特別支援教育コーディネーターの役割ってというのがすごく大きいように私自身は今感じています。

そういう1つ1つのことに対する支援の話に今、校内委員会がいかない。

そのことが、必要なのに行き届かない苦しみを校長として今感じているところです。

校内支援委員会の充実であったり、また、特別支援教育コーディネーターの県における、引き続きの御支援をいただいている研修であったり、そういったことの充実に重ねて、学校としても取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上でございます。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。

田沼委員からは、今まで特別支援教育コーディネーター、校内委員会の重要性、一人一人の子供たちのニーズに応じた多様な学びの場ということで、支援という視点ですごく大事だという話が出ていましたが、加えて、学校の文化として特別支援というものをもう少し当たり前にしていく、特別支援学級や通級は利用しないお子さんたちを含めて、どういうふうに学習をし、充実させていくかという視点でも、特別支援教育コーディネーターの役割って大きいのではないかと。そのぐらい大きい役割として、特別支援教育コーディネーターを位置付けてもいいのではないかと。そのような発言をいただいたと思います。ありがとうございます。

次に小佐野委員よろしいでしょうか。

(小佐野雅子委員)

よろしくお願ひいたします。

特別支援学校の校長会として、また自校のことも含めての話になります。

先ほどからお話がありますように、特別支援教育コーディネーターの方が地域で活躍して、いろいろと認めていただいているというのがありがたいと思います。先ほど名越委員からもありましたけども、待遇的にも保障してあげたいなと思うぐらい、特別支援学校としても、かなりの重要人物を派遣しているというような状況がありますので、待遇面の整備というのは1つお願いしたいところです。

あと、それだけやっても、地域の方でまだ意識が上がってこないというか、かなりの頻度で学校回りをしてはいますけれども、興味のある方々は何度も何度も派遣を依頼していただきますが、関係ないところは全く関係ないというのが現状だと思います。

なので、転学時の情報を正しく把握したいというようなところでも、中学校や小学校の方の意識改革も必要だなと思う部分があります。まだ特別支援学校は別格というような意識が先生方にもあるのか「まずいこと言っちゃうと取ってくれないよね」と思うのか、あまり子供の正直な情報を出していただけないことがよくあります。

特別支援学校は、あまり壁を作らず子供たちのニーズによって受け入れていこうと思っているのですが、後からボロボロと大変な情報が出てくるといふ現状なので、まだまだ小中学校の先生方の意識が不足しているのかなと思います。言葉は悪いですが、厄介ものを出すというような感覚があって、ハードルを感じるころではあります。

また、今年度高校内分校を立ち上げましたので、その情報を市町村教育委員会から校長会を通して情報を提供しても、なかなか担当の教員まで降りていかないところがあって、分校を開校する情報もこちらとしては何十回も出したつもりでしたが、全然周知されずに、入学選考の倍率が上がっていかず、後から「そんな学校あったの」というようなこともあるので、まだまだパイプが繋がっているようで詰まりがあるというのは感じています。

支援籍に関しては、もう10年以上取り組んでいる素晴らしいシステムだなとは思っていますが、先ほど長江委員からもあったように、当たり前になってしまっているというのが特別支援学校の立場ではあります。

毎年、子供たちや保護者に希望を聞き、希望が出たところを「年に2回だけね」なんて言いながら出していくということで、受け入れの側の学校もいろいろですけども、「それでいいでしょ」というような感じで留まっているかなというように思っています。

このシステムが始まったときに別の特別支援学校の教頭をやっていたのですが、支援籍を希望した保護者が素晴らしい方で「マラソン大会の練習全部に参加します」ということで、保護者が16回ぐらい付き添って一緒に走ったんですよ。

そこまでやると、「地域の〇〇ちゃんとそのお母さん」っていうことがちゃんと周知ができ、マラソン大会のゴールのときに、拍手をいただくようなことができました。

最近では年に2回行って、一緒に活動して、感想をいただくというようなところで終わっている部分もあるように思います。

特別支援学校としては、教員体制はとっても苦しいので、すべての子について行くのはとてもできないですけども、何かもっと自然にいけるシステムになっていかなきゃいけないのではないかと思います。何十年間の成果というお話がありましたけれども、1回この辺でまとめというようなものを、しっかり出していく必要もあるのではないかと思います。

いろいろな状況を見ると、今、特別支援学校も他の学校もそうですけれども、人材不足で、教員が足りないというのが普通の状況ですので、そういうところを改善するために「倍率の高い採用試験というのを実現するための仕組み」を作っていくのではないのかなと考えます。

また、特別支援学校に異動してきてくださる方々は、教員未経験の新しい方々も多いのですが、研修が全くない状態で、4月1日から先生ねと言われることの重さというのを、6月ぐらいに実感して、そこでダウンしてしまうということもよくあります。コロナ禍で介護等体験がなくなるといった弊害などもあるのかと思いますけれども、教員の養成システムとして、4月1日から急に先生と呼ばれることの準備が事前に必要なのではないかと感じております。以上です。

(櫻井康博座長)

ありがとうございました。

新しいシステムが入り、1歩1歩進んではきていますけれども、もう1段もう2段とインクルーシブ教育システムを構築するためには、1回整理をしていかないと難しいところもあるのではないかという、現場の声ということでお話をいただいております。

先ほどは木立委員も手を挙げていただいておりますね。申し訳ございません。

お待たせしました。お願いします。

(木立美紀委員)

中央児童相談所の木立と申します。

児童相談所は療育手帳の判定機関ですので、障害をお持ちのお子さんの保護者の方とお会いする機会がありますが、そうした中で、グレーゾーンのお子さんや発達障害のお子さんをお持ちの保護者の方々の悩みをお聴きすることがあります。

先ほど田沼委員から進路指導のお話がありましたが、今後の進路について、手厚い対応ができる高校内分校がかなり増えてきたというのはとても喜ばしいことと思っています。

一方、障害をお持ちの方、あるいはグレーゾーンの方ではあるけれども、最終的に全日制の普通高校に進まれる方もいらっしゃる

います。そういった方の中には、卒業後の進路、就職のところで悩まれる方もいらっしゃるようになっております。

そういった方々が、進路の相談をしたいとか、就職先を探すのにどういう仕組みがあるのだろうかとか、迷われた際の窓口というのは今どのようになっているのかと思います。

特別支援学校でしたら実習といった機会があるので、今後の就職先のことを体験的に考えられるかと思うのですが、普通高校に在籍した場合でも、障害特性を考慮した就職先ですとか、進路ですとか、そういったところを保護者の方やお子さんが考える場合の受け入れ先みたいなのが少し整理されていくといいと思います。

あと先ほど何度か出ておりましたけれども、私も通級の重要性はとても感じておまして、たとえば就学時には通常の学級を選んだけれども、実際に授業を受けてみたらもう少し手厚い指導や教育が必要だろうと感じた場合に、例えば年度途中でもスムーズに通級による指導を利用できる等、柔軟に動けるようになると良いと思います。

以上です。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。

連続性のある多様な学びの場ということで、通級指導教室もそうでしょうし、あとは特別支援学級、特別支援学校や転学等も含めて、システムができてきていますけれども、それをどう活用するかという辺りを、当事者もしくは保護者の方が相談できるような、そして、そこをコンサルテーションできるような機能というものも必要になってきているのではないかと。通級指導教室などに入ってお世話になっていると、通級の先生に「もうここで」なんてことも言いづらくなっているのかもしれないので、そういうような相談ができる場ですとか。

もしくは、その延長上で進路指導という話がありましたけれども、最初に高木委員からもありましたように、障害のある方たち、支援が必要な方たちの人生は長いよね、幸せになって欲しいよねと。そのために、学校教育の方にできることは何なのだろうか。そういう将来を見越した相談ができるような、そういう機関も必要なのではないか。そんなお話をいただいたように思います。ありがとうございます。

あと10分程度になってしまったのですが、まだ御発言いただいていらっしゃらない委員の皆様、どなたかいかがでしょうか。

ちょっと手を挙げづらいかもしれませんが、保護者の代表ということで今日、曾根委員もいらっしゃっていただいております。先ほど、組織としていろいろなものを提供しようとしているが、それを使う立場に立ってという話もあったかと思いますが、いかがですか。

(曾根康乃委員)

では、保護者を代表しましてというよりも、うちは娘が今、特別支援学校高等部の3年生になりますので、その保護者としてお話しします。

小学部1年生から入りまして、12年間特別支援学校でお世話になっております。

その中で感じたことなのですけれども、うちの娘の支援籍学習というか居住地校交流というものをやりました。

先ほどもあったように年に2回ほど、半日ほど行って、お客さんとして遊んで帰ってくると。

最初の方にありました共生社会とか、インクルーシブ教育のことなのですけれども、まだまだ、障害のあるお子さんと関わりのある方には、わかっている問題でも、関わってこなかった人たちの中では、障害者、障害児のことというのはあまり分かっていないというか、理解が乏しい部分があるのかなと思います。

学校では関わっている方がたくさんいるので、わかってくれることであっても、地域の実情は様々です。

(櫻井康博座長)

やはり学校教育の中で、インクルーシブ教育というのが仮に推進されても、地域社会で御理解いただかなければと。曾根委員のお子さんも今高等部3年生とのことですので、多分切実だと思うのですけれども、学校が終わった後もすごく大事ですよ。

(曾根康乃委員)

以前、特別支援学校と地域の学校との交流はあったと思います。

コロナ禍を経て、少しその交流が途絶えてしまったからというのがあって、そうすると本当に居住地校交流や支援籍学習で行くお子さんだけとの交流になってしまって、地域同士の交流というのが途絶えてしまっているのかなと感じます。

うちの娘も卒業になりますが、この先、共生社会とか、インクルーシブ教育というものを考えていくのであれば、居住地ごとの、地域ごとの交流がもし盛んになっていけば、子供同士の理解がし合えて先生方の理解にも繋がるのではないかと考えています。

(櫻井康博座長)

個人的な意見になりますけれども、これまで震災や能登のこともありました。いつか埼玉でもそういうことがあるかもしれないということを想像できると思いますが、その際に、避難所というのは地域の小中学校にみんな避難するわけですけれども、その時に、特別支援学校にいるお友達が肩身の狭い思いしているのでは、不安になるだろうなと思います。

その時に、普段特別支援学校で学んでいるA君も来たね、などといって、みんなでお友達関係がまた復活できるような、又は普

段のお友達の延長上のような感じで、体育館で一緒に避難ができるような、そういう地域づくりというのが、共生社会にとってはすごく大事なのではないかと。そのために、もしかしたら支援籍学習とか、こういったものも使えるのではないかと、私もそのような意見を持っております。ありがとうございました。

他に委員の皆様いかがでしょうか。

(挙手している委員を座長が確認)

関根委員ありがとうございます。

(関根光男委員)

皆様の御意見を聞いていて大変勉強になりました。ありがとうございました。

聞いていてすごく思ったのが、これからのことを考えると、人材をいかに確保していくのか、特別支援教育の素養というか知識のある教員の養成をどのように図っていくかということが、これから本当に大きな問題になってくるというように思います。

論点の3番目にも特別支援教育を担う人材育成の観点が挙げられていますが、特別支援教育を担うというのは特別支援学級や特別支援学校の先生のみではないと考えます。通常の学級にも発達障害を抱えるお子さんなどがいらっしゃるわけですので、通常の学級の先生方の特別支援教育に対する専門性というものも高めることによって、特別支援教育の裾野が広がっていき、教育の幅というか、教育の在り方もまた変わってくるのかなというふうに思います。

そういった観点から、今も認定講習等をやっていると思いますが、そういった広がりをさらに拡大していくということが、解決の糸口になるのではないかと思います。以上でございます。

(櫻井康博座長)

ありがとうございました。

私も途中でお話ししましたが、小中学校において、特別支援教育が学校の文化として当たり前になっていくことによって、次の策が見つかっていくのではないかとというように思います。

通常の学級の先生方はすごく一人一人の子供たちを大事にされていますけれども、やはり現実的には40人の学級の中で、支援が必要なお子さんにどう対応したらいいのだろうかという悩みながら対応されているような状況もあると思います。

もう少しその辺で、自信を持って対応できるような、そんな環境づくりができるといいのかなと思いました。

大変失礼で申し訳ございません、最後になってしまいましたが、先ほどキャリア教育という視点で、多様な選択肢があるといい

という話の中で、高校の進学等の話も出ました。また、現在高校の中にも特別支援学級を作るということも法的にはできるということで、動き出している都道府県等もあります。

また、通級指導教室を埼玉県でも幾つかの高校の中にも設けようかということで、県立学校の中にも今いくつか設置されておりますけれども、高校の校長先生の立場ということで、西野委員いかがでしょうか。

(西野博委員)

はい。最初にキャリア教育の観点という部分でお話がありましたけれども、高校の中でも、特別支援学校との連携をしながら、この子にどういった進路が合っているのかというのは、高校の教員はかなり勉強しながら進めているところです。

しかし、正直なところ、もう本当に多様な進路があるので、その子に合った進路選択というののできているのかというのは少々難しいところかなと。

ですので、先ほど関根委員からもまとめていただいたとおり、様々な人材育成と、やはりあと高校でも通級指導教室を設置はしていますが、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの方に来てもらって、いろいろと指導していただきながら、本校でも、生徒指導をしているところです。

そういった人たちの確保、人材育成、それから、何度もたくさんの方々がおっしゃっていますが、やはり待遇の改善という部分をしていただけるとよいと思います。

本校でも、特別支援学校から何度も特別支援教育コーディネーターの方に来てもらっておりますが、やはりお忙しいということで、こちらのタイミングでなかなか来ていただけない部分もあったりするので、そういったところが今後充実していくと高校側としても助かると感じております。以上です。

(櫻井康博座長)

ありがとうございます。お約束の11時50分になりました。

今日は皆様の御意見をいただいて、まとめる必要はないということで、事務局の方からもお話をいただいておりましたが、各委員の皆様からも幾つか視点が見えてきたのではないかと思います。

この辺を中間報告案として事務局でまとめていただき、第2回でまとめたものを見ていただくような形。そして第3回で、またこうやってオンラインでお話ができるような有識者会議になればありがたいと思います。

また、今日の各委員の皆様の発言を伺っておりますと、先が見えてきたように感じ、うれしく思いながら進めさせていただきました。ありがとうございました。

委員の皆様、最後にぜひ発言をとという方がいらっしゃれば、挙手いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

(挙手ないことを座長が確認)

よろしいでしょうか。

では、時間も過ぎて参りましたので、ここで皆様の御意見を伺う時間は終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

では続いて、次第の5番、連絡等に入りたいと思います。

今後の会議の方法及び日程について、改めて皆様に確認をさせていただきたいと思います。

先ほどからお話をしていますけれども、第2回は9月中ぐらいに事務局から、文書を皆様に送らせていただきまして、これを、中間報告案という表現をしておりますが、お忙しいと思いますけれども、ぜひ事前に見ていただいて、御意見等を御準備いただいた上で、第3回のオンラインの会議で検討させていただく、こんな予定を考えております。

これについては、最初にも確認させていただきましたので御了解いただいているものと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、第2回の書面開催に当たっての資料の作成、中間報告案ですが、これは事務局と私、座長を仰せつかりました櫻井と一緒に作らせていただき、皆様にお諮りをしたいと思います。御理解いただければと思いますが、この件についてもよろしいでしょうか。何か御意見がありましたら、挙手いただければと思います。

(挙手ないことを座長が確認)

ありがとうございます。

第3回、そして第4回については、本日と同じようにオンライン開催ということで、事務局も計画をしております。

この件についても御理解いただけますでしょうか。

座長の私としましては、今日一人一人の皆様にこれだけ積極的に御発言をいただきましたもので、本当は対面でできた方がきっと盛り上がった会議なのかなと思いますが、それぞれお忙しい委員の皆様ですので、オンラインでということを進めさせていただきたいと思います。

ではここまで確認できたということで、事務局から今後の会議の月日について御説明いただければと思います。

(特別支援教育課)

それでは書面開催等につきまして事務局より御連絡いたします。

第2回の書面開催でございますが、9月中に委員の皆様へ中間報告案をお送りし、内容を御確認いただく期間を、1週間程度設定させていただこうと考えております。

そして、事務局まで御返信いただく方法を御提案させていただきます。

なお、第3回につきましては10月31日木曜日、第4回につきましては、1月30日木曜日を御提案させていただきます。よろしく願いいたします。

(櫻井康博座長)

はい、ありがとうございました。

具体的な月日がございましたけども、よろしいでしょうか。

(挙手している委員を座長が確認)

小佐野委員お願いします。

(小佐野雅子委員)

すみません、時間の見通しがいただけるとありがたいのですが、午後になりますでしょうか。

(櫻井康博座長)

事務局お願いいたします。

(特別支援教育課)

申し訳ございません。

時間につきましては、追ってまた御連絡させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(小佐野雅子委員)

はい。了解いたしました。

(櫻井康博座長)

今日の日程も中々急な日程だったもので、委員の皆様には御協力いただくのは大変だったと思われませんが、皆様それぞれお忙しいお立場の方なので、なるべく早めに、資料ができてからではなくて、なるべく今回が終わった後早めに10月31日、1月30日の午前午後ぐらいの日程でもいいと思いますが、お知らせいただくと都合が付きやすいかと思えます。よろしくお願ひします。

なおですね、今日もお1人の方が、どうしても予定があって参加できず、また参加された委員のお1人の方が途中で退席もされております。このような場合、事前に文書を送っていただくとか、あとは途中で退席された後の様子などをお知らせいただくとか、何か事務局の方で意見をいただくことも含めて、やりとりをしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(特別支援教育課)

今回につきましては、書面による御意見をいただいたり、事務局からヒアリングをさせていただいたりしたいと思っております。次回以降は、御欠席の場合につきましては、事前に御意見を提出いただけるように手配をして参りたいと存じます。いかがでしょうか。

(櫻井康博座長)

はい。ありがとうございます。

今日本当に各委員の皆様から貴重な御意見いただきました。

そうは言いながらも、年4回の会議で、皆様の御意見をうまく吸収し、この話をまとめていくというのは、なかなか難しいと思えますので、こまめに連絡を取りながら進めていただければと思います。また、委員の皆様もお忙しいかと思えますが、問い合わせ等ありましたら、ぜひ御意見を送っていただくなど、御対応をお願いしたいと思えます。

それでは議事は以上になりますので、事務局へお返ししたいと思います。

本日は御協力いただいたことに感謝したいと思います。ありがとうございました。

(特別支援教育課)

それでは櫻井座長ありがとうございました。

また、委員の皆様、本日は長時間に渡りありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして、第1回「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する有識者会議を終了といたします。

本日はどうもありがとうございました。
御退出いただければと思います。